## 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (新規・8月報告)

1 医師の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況 (新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の口に「✓」を記入のこと。)

新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日		新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日			
		医師事務作業補助体制加算1 (対1補助体制加算)	年	月	日			医師事務作業補助体制加算2 (対1補助体制加算)	年	月	B
		処置の休日加算1、時間外加算 1、深夜加算1	年	月	日			手術の休日加算1、時間外加算 1、深夜加算1	年	月	日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項

(□には, i	適合する場合「	/ 」を記入	すること。)
---------	---------	--------	--------

、口には、地	ョロックを	ロー・コを記入	9 9-60								
年 ) 医師の			の負担の軽減に 改善に資する体		の状況						
ア医	師の負担	の軽減及び処	遇の改善に関	する責任者		氏名:			職種:		
イ 医	師の勤務	状況の把握等									
	(ア) 勤	務時間の具体的	的な把握方法		□ タ1	゚ムカード、IC	ンカード				
					口 出席	5簿又は管理	簿等の用紙	による記	録(上司等による	客観的な研	笙認あり)
						<b>第文は管理</b>	里簿等の用:	紙による	記録(自己申告	·)	
					□ その	-					
						的に:				)	
	(イ) 勤	務時間以外につ	ついての勤務り	<b>状況の把握内</b> 額							
						見休業・介護	休業の取得	]率			
					□ ₹0						
					(具体的					)	
	(ウ)勤					平均週	<u>時間</u>		うち、時間外・休	日	時間)
	(工) 当					平均月当た			<u> </u>	1 #1 76 / 1	T = # +
	(オ) そ						、に業務負担	世が集中	しないよう配慮し	ンた勤務体	糸の策定
	7日かばチ ム、こ		口 上記の勤務					1 / - / -	+ 44-+m-+v / 2 i		
1) 3	*	なる伎刮分担!	推進のための季	会員会又は会話		開催頻度:_ 参加人数: <sup>፯</sup>			<u>iち、管理者が出</u> っ	席した四多	女 <u>回)</u> 「
						参加入剱: <del>·</del> 参加職種(	[ [ [ ]	人 / L	<u>u</u>		`
丁 垤	師の負却	の軽減及が加	遇の改善に資			<ul><li>参加報程(</li><li>□ 計画策)</li></ul>	<del></del>				,
	- Huly 60 P-5 1-		2000日10页	, one		□ 職員に対	_	の周知			
<b>才</b> 医	師の負担	の軽減及び処	遇の改善に関	する取組事項					する等の方法で		
			2000	) 0-M12-7			三派 版版: 7 具体的な公		, 0 1, 17,5,72 (		)
医療従	車耂の名	七の政治 ひび	処遇の改善に資	タナス計画の目	∃ /± 6/1 <i>†</i> >	<b>加绍内</b> 索					
	争有の員 が計画に		心週の以音に見	きゅる計画のき	かいる	<b>以祖内</b> 台					
			療関係職種と事	務職員等にお	いける役割	引分担					
				口 初診時の	予診の実	<b>影施</b>		コ 静脈:	採血等の実施		
				□ 入院の説					手順の説明の実	<b>ミ施</b>	
				□ 服薬指導				コ その	他		
			質目以上を含ん み、かつ、①②						外加算1、深夜 と。	加算1の届	出に当
			重を行わない勤								
	② 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)										
□ ③	)予定手	術前日の当直 <sup>・</sup>	や夜勤に対する	5配慮							
	※ 処置	置又は手術の休	、日加算1.時間	引外加算1、深	夜加算1	の届出に当	たっては、』	必ず本項	<b>自を計画に含む</b>	ここと。	
			WEST - 4 - 3 14								
□ 4	当直翌	日の業務内容									
		日の業務内容 務制・複数主治	に対する配慮								

## 〔記載上の注意〕

- 1 医師の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。
- 2 2(1)イ(ウ)勤務時間及び(エ)当直回数の算出に当たっては、常勤の医師及び週24時間以上勤務する非常勤の医師を対象とすること。 3 各加算の変更の届出にあたり、直近8月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略すことができる。 4 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。